

資料 3-4

◆住まい・環境分科会（生活環境部）

放射能への対応状況

石巻市においては、文部科学省の航空機モニタリングの平成 23 年 9 月時点の計測値で、牡鹿半島の山間部及び金華山の一部において基準値の毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える箇所が計測されました。

このため、本市は重点的に調査測定をすることが必要な地域として、平成 23 年 12 月放射性物質汚染対処措置法に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受けております。

本市では、その後、牡鹿半島をはじめとして、市内約 200 箇所において定点測定を継続して実施しておりますが、本市の他地域及び牡鹿地区の集落地区においては基準値を下回っており、健康に影響を与えるレベルではありません。また、別紙資料のとおり、8 月の市内の学校・保育所等の測定においても、0.06～0.12 マイクロシーベルトとなっております。測定結果は市報や市ホームページで公表しております。

また、平成 24 年 7 月より、住民の放射能に対する不安の払拭を図るため、空間放射線量簡易測定器の無料貸出を開始、平成 24 年 8 月 22 日より市民持込みによる食品等の放射性物質簡易検査を開始したところです。

●空間放射線量簡易測定器貸出実績（平成 24 年 7 月～9 月末）

貸出場所	本 庁	河 北	雄 勝	河 南	桃 生	北 上	牡 鹿	渡 波	稲 井	荻 浜	蛇 田	計
設置台数	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	28
貸出実績	26	4	0	1	5	0	1	2	5	1	15	60

●市民持込みの食品等放射性物質簡易検査実績（平成 24 年 8 月 22 日～9 月末）

設置場所・・・本庁・牡鹿総合支所

種 類	野菜類（トマト・じ ゃがいも等）	井戸水類（井戸 水・沢水等）	その他（肥料用の もの）	計
検査件数	23	11	1	35
基準値超件数	0	0	0	0

※食品中の放射性物質の基準値は飲料水 10 Bq 一般食品 100 Bq、肥料用のものの基準値は 400 Bq

注：■は、今回修正箇所